

別添

### 動物の輸出検査場所指定要領

動物の輸出検査を家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第45条第2項の規定に基づき農林水産大臣の指定する検査場所(以下「検査場所」という。)において行う場合の検査場所の指定は、別に定めるところによるほかは、本要領の定めるところによるものとする。

なお、本要領で定められる手続のうち書面等により行うこととしているものについては、「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」(平成15年4月21日付け15動検第138号)に基づき電子情報処理組織により実施できることとする。

#### 1 検査場所の指定申請書の提出及び指定の審査

- (1) 検査場所の指定を受けようとする者(以下「検査場所申請者」という。)は、偶蹄類の動物及び馬にあっては輸出検査申請書を提出する際に、鶏、七面鳥、うずら、だちょう、かも目の鳥類(以下「家きん」という。)及び兔にあっては輸出検査開始の1か月前までに「動物の輸出検査場所指定申請書」(別記様式第1号)を、申請場所の所在地を管轄する動物検疫所の長(別記に基づく動物検疫所の長。以下「指定担当所長」という。)に提出する。
- (2) 指定担当所長は、当該申請書を受理したときは、指定に先立ち申請場所の所在地を管轄する都道府県(以下「管轄都道府県」という。)の畜産主務課長と「動物の輸出検査場所指定申請について(協議)」(別記様式第2号)により協議するとともに、家畜防疫官に書類審査及び現地調査を行わせる。
- (3) 家畜防疫官の現地調査は、次の事項について調査を行う。

##### ア 申請場所の一般的環境に関する事項

- (ア) 輸出検査を担当する動物検疫所から申請場所までの距離及び所要時間
- (イ) 申請場所と外部との隔離状況
- (ウ) 申請場所への外来者の出入りの状況
- (エ) 申請場所周辺の動物の飼養状況及び関連施設の状況(例:と畜場、食鶏処理場、飼料工場、ふ化場、鶏卵集荷場等の有無)
- (オ) 申請場所に接した道路の交通量
- (カ) 申請場所内の衛生管理、排水の状況
- (キ) 申請場所同一敷地内の輸出動物以外の動物の飼養状況

##### イ 施設に関する事項

- (ア) 輸出検査場所は、次の施設を有する場所であること。  
検疫舎、更衣室、飼料・敷料置場、給水設備、堆肥保管場所、保定用器具、消毒用器具、踏込消毒槽、手洗消毒器、その他家畜防疫官の指示するもの。

(イ) 検疫舎

建物の状況と衛生管理状況

建物周囲の隔離（囲障）状況

他の建物との関連性（距離、位置関係、使用目的等）

出入口の踏込消毒槽及び手洗消毒器の設置状況

(ウ) 汚物等の処理について

汚物等の消毒、焼却等の処理方法

(エ) 構造の基準

検疫舎の床は、汚水等が浸透しない材料で造っており、洗浄、消毒が可能であること。

指定を受けようとする動物の生理、生態、習性等に応じて、適正に運動できる面積を有し、かつ、十分に換気、採光ができ、動物の状態を観察しやすい構造であること。

飼料・敷料置場は、検疫期間中の飼料、敷料を保管できる十分な容積を有すること。

検疫舎、更衣室、飼料・敷料置場は、犬、猫等の侵入防止措置が講じられていること。

飼料・敷料、器具等を消毒することが可能な場所があること。

堆肥保管場所の床面は、汚物等が浸透しない材料で造ってあること。

放牧が必要な動物を放牧する放牧地は、囲障、外壁、隔離壁等により外部から隔離されており、他の動物及び関係者以外の者と接触しない構造であること。

ウ 検査場所申請者に関する事項

(ア) 当該動物の飼養管理に関する関係法規の遵守状況

(イ) 検査場所責任者及び飼養管理者の配置状況

(ウ) 家畜防疫官が必要と認めて行う指示事項について、検査場所申請者、検査場所責任者及び飼養管理者の受入れ態勢とその実効性

(エ) 検査場所申請者、検査場所責任者及び飼養管理者の家畜衛生に関する関心の程度とその実行性

エ その他、輸入国が輸入条件で規定している事項

2 指令書の交付

(1) 指定担当所長は、書類審査及び現地調査の結果、申請の場所を検査場所として指定して差し支えないと認めた場合は、指令書を検査場所申請者に交付する。

(2) 指定担当所長は、指令書を交付したときは、「動物の輸出検査場所の指定について」（別記様式第3号）により、動物検疫所長に報告するとともに、検査場所における輸出検査を担当する動物検疫所の長（別記の「検査場所を管轄する動物検疫所及び検査場所における輸出検査を担当する動物検疫所の区域」の検査場所における輸出検査を担当する動物検疫所の長。以下「検査担当所長」という。）輸出（予定）港を管轄する動物検疫所の長（以下「輸出港所長」という。）及び管轄都道府県畜産主

務課長に通知する。

- (3) 検査場所の指定の期間は、輸出予定動物の輸出検査が終了する日までとする。ただし、当該申請場所において継続的に輸出が行なわれる場合にあっては、指定の日から1年を越えない期間とすることができる。
- (4) 指定担当所長は、検査場所の指定期間が終了した場合又は指定を取り消した場合に速やかに指令書を返納させる。

### 3 標示書の交付

- (1) 指定担当所長は、2の指令書の交付にあわせて、当該検査場所の目的、指令番号及び指定期間を明記した標示書を検査場所申請者に交付する。
- (2) 指定担当所長は、指定期間中、標示書を検査場所の見やすい場所に掲示させる。

### 4 検査場所の申請書類の保存

指定担当所長は、検査場所の指定を受けた者に対し、当該検査場所が指定を受けている間、輸出検査場所指定申請に係る関係書類を適切に保存し、家畜防疫官の求めがあった場合には提示するよう指示する。

### 5 検査場所の指定を受けた者の遵守事項

- (1) 家畜防疫官の指示事項を遵守すること。
- (2) 検疫期間中、輸出検査で使用する検疫舎、飼料・敷料置き場、堆肥保管場所は輸出動物専用とし、他の区域と明確に区分されていること。
- (3) 検疫期間中、検査場所には輸出動物以外の動物を同居させないこと。
- (4) 検疫期間中、輸出動物の飼養管理に当たる専任の飼養管理者を配置すること。  
飼養管理者は、当該動物の飼養管理に十分な経験を有し、かつ、家畜衛生に対する理解を有していること。
- (5) 検疫期間中に、ワクチン接種、投薬・治療等の行為を行う場合には、事前に、家畜防疫官の許可を得ること。
- (6) 家畜防疫官の検査に協力するとともに、求めに応じて管理日誌、消毒記録、ワクチン接種又は投薬等の治療を行なった場合には当該診療記録等の輸出検査に関する記録を直ちに提出すること。
- (7) 検査のため家畜防疫官が必要と判断して指示した場合は、当該検査を円滑に実施するための適当な助手を配置すること。
- (8) 指定担当所長が交付する検査場所の指定に関する標示書は見やすい場所に掲示し、農林水産大臣の指定する検査場所であることを明らかにするとともに、関係者以外の立ち入りを禁止すること。
- (9) 検疫期間中は、検疫に使用する施設への出入口に手洗消毒器及び踏込消毒槽を設置し、手指、履物の消毒を励行するとともに、清潔な作業衣を備え、作業に当たっては必ず更衣すること。
- (10) 検疫期間中は、検疫に使用する施設への出入り口に車輛消毒槽(器)を設置し、車輛の消毒を励行すること。ただし、当該期間中、車輛の出入りを禁止し、検疫開

始前にその旨を家畜防疫官へ通報している場合にはこの限りではない。

- (11) 検疫期間中に使用する飼料、敷料は事前に必要量を搬入し、原則として、追加搬入をしないこと。追加搬入が必要な場合には、事前に動物検疫所へ連絡し、指示を受けること。
- (12) 検疫期間中、検査場所内は、汚物、汚水の拡散防止を図るとともに、清潔に維持すること。
- (13) 検疫期間中、所定の管理日誌に、輸出動物の健康状態、体温等必要事項を記録するとともに、異常を認めた場合には直ちに輸出検査を担当する動物検疫所の家畜防疫官にその旨を通報し、必要な指示を受けること。
- (14) 検疫終了後、輸出動物を輸出港まで送致する運搬車は当該動物を積載する前に十分消毒すること。
- (15) 輸出動物の搬出後は、検査場所内の清掃、消毒、汚物、汚水等の処理を適切に行うこと。
- (16) 指令書は、指定期間終了後、当該指令書を交付した動物検疫所へ直ちに返付すること。
- (17) 「動物の輸出検査場所指定申請書」の3に記載された添付書類を適切に保管し、家畜防疫官の求めがあった場合に提出すること。

## 6 指令書及び申請事項の変更

- (1) 検査場所の指定を受けた者は、指令書又は当該検査場所指定に係る申請事項の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく1に準じて、変更届出書を指定担当所長に提出する。
- (2) 当該届出を受けた指定担当所長は、2に準じて処理し、管轄都道府県畜産主務課長に通知する。
- (3) 検査場所の指定を受けた者は、検査場所指定の変更手続きに係る指令書を受領したときは、先に交付を受けた指令書を速やかに指定担当所長に返納する。

## 7 検査場所の施設の増改築

- (1) 検査場所の指定を受けた者は、施設の増改築を行うときは、その計画段階において、指定担当所長に届出る。
- (2) 届出を受けた指定担当所長はその旨を管轄都道府県畜産主務課長に通知するとともに、検査場所の指定を受けた者に対して必要な指示を行う。
- (3) 指定担当所長は、増改築を終了した旨の報告を受けて、1に準じて現地調査を行い、工事の完工を確認するとともに必要に応じて2の指令書交付時に通知した「動物の輸出検査場所の指定について」(別記様式第3号)の訂正を行い、動物検疫所長、検査担当所長及び輸出港所長に報告するとともに、管轄都道府県畜産主務課長に通知する。

## 8 検査場所の継続指定

- (1) 指定期間終了後も同一検査場所において、継続して動物の輸出検査場所の指定を

受けようとする者は、偶蹄類の動物及び馬にあっては指定期間終了の90日前までに、家きん及び兔にあっては指定期間終了の1か月前までに、「動物の輸出検査場所指定申請書（継続）」（別記様式第4号）を1に準じて指定担当所長に提出する。

- (2) 当該申請を受理した指定担当所長は、1及び2に準じて処理する。
- (3) 指定担当所長は、検査場所を継続して指定する場合において書類審査により継続指定が適当と認める場合は、家畜防疫官の現地調査を省略できる。ただし、現地調査を省略して継続指定を行った検査場所については、次回の指定申請時には現地調査を行うこととする。

## 9 検査場所の指定の取消し

指定担当所長は、検査場所が次のいずれかに該当するか、又は輸出検査の実施に支障があると認められるときは、検査場所の指定を取り消すとともにその旨を動物検疫所長に報告及び管轄都道府県畜産主務課長に通知する。

- (1) 検査場所又はその周辺に監視伝染病が発生した場合。
- (2) 検査場所の指定を受けた者が、家畜防疫官の指示事項の遵守を怠った場合。
- (3) 災害の発生により、輸出検査の実施に支障があると認められる場合。
- (4) 申請者から検査場所の指定取り消しの要請があった場合。
- (5) 輸出実績がない等のその他の理由により、検査場所としての指定が必要ないと判断した場合。

## 10 指定検疫動物以外の動物

法第45条第1項に基づき検査する指定検疫動物以外の動物について、輸入国が我が国政府機関の管理下において一定期間の隔離検査を求めている場合における輸出検査場所の指定は、本要領を準用する。ただし、指定に先立つ管轄都道府県との協議については、省略することができるものとする。

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所  
氏名

動物の輸出検査場所指定申請書

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、下記  
記の場所を検査場所として指定されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

- ( 1 ) 所在地
- ( 2 ) 場所名
- ( 3 ) 責任者氏名
- ( 4 ) 連絡先（ T E L 及び F A X ）
- ( 5 ) 飼養管理者氏名
- ( 6 ) 指定を受けようとする施設  
（建物、施設の名称及び面積、検疫舎にあっては収容可能頭数を記載するとともに、  
それらの合計を記載すること）

2 輸出計画

- ( 1 ) 輸出動物（種類、品種、頭数）
- ( 2 ) 輸出先国
- ( 3 ) 輸出予定年月日、輸出予定頭数及び輸出予定港
- ( 4 ) 輸出者名

3 添付資料

- ( 1 ) 輸出検査を動物検疫所の係留施設以外の場所で受ける事由
- ( 2 ) 申請場所の周辺図（動物の飼養状況及び関連施設の状況を含む）
- ( 3 ) 申請場所の全面図
- ( 4 ) 検疫舎の見取図（立面図、平面図）及び設計図

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

都道府県畜産主務課長 殿

動物検疫所長( 支所長)

輸出動物の検査場所指定申請について(協議)

平成 年 月 日付けで(申請者氏名)から別添写しのとおり家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第45条第2項に基づく動物の輸出検査場所指定の申請がありました。つきましては、下記の事項につき調査の上、当該申請場所を検査場所として指定することの可否についてご回答願います。

また、今後、当該申請場所が検査場所に指定された場合に、当該申請場所及びその周辺において監視伝染病が発生した場合には、速やかに通知願います。

なお、当該指定申請場所については、指定に先立ち当所の家畜防疫官が現地調査を行うこととしておりますが、その際には協力方あわせてお願い致します。

記

1. 当該場所及びその周辺における最近6ヵ月以内の家畜伝染病予防法に基づく家畜等の移動制限について
2. 当該場所及びその周辺における最近3ヵ月以内の監視伝染病の発生について

別記様式第3号

動物の輸出検査場所の指定について

- 1 申請者  
住所  
氏名
- 2 検査場所及び責任者  
名称  
所在地  
責任者  
連絡先（TEL及びFAX）
- 3 検査場所の内容
  - 1) 検疫舎の棟数
  - 2) 検疫舎の面積
  - 3) 収容可能頭数
  - 4) その他
- 5 輸出計画の概要  
（輸出動物の種類、品種、頭数、輸出先国、輸出時期、輸出予定港）
- 6 指定の事由
- 7 指定のための現地調査の有無
- 8 指定年月日及び指定番号  
平成 年 月 日  
農林水産省 動検 第 号
- 9 指定期間  
平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
- 10 輸出者名
- 11 その他（新規、継続、再指定）
- 12 継続指定の場合、前回指定期間中の入検回数 回

農林水産大臣 殿

申請者住所  
氏名

動物の輸出検査場所指定申請書（継続）

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第45条第2項の規定に基づき、下記の場所を検査場所として指定されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

- (1) 所在地
- (2) 場所名
- (3) 責任者氏名
- (4) 連絡先（TEL及びFAX）
- (5) 飼養管理者氏名
- (6) 指定を受けようとする施設  
（建物、施設の名称及び面積、検疫舎にあっては収容可能頭数を記載するとともに、それらの合計を記載すること）
- (7) 指定年月日 平成 年 月 日  
及び指定番号 農林水産省 動検 第 号
- (8) 指定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 輸出計画

- (1) 輸出動物（種類、品種、頭数）
- (2) 輸出先国
- (3) 輸出予定年月日及び輸出予定港
- (4) 輸出者名

3 添付資料

- (1) 輸出検査を動物検疫所の係留施設以外の場所で受ける事由
- (2) 申請場所の周辺図（動物の飼養状況及び関連施設の状況を含む）
- (3) 申請場所の全面図
- (4) 検疫舎の見取図（立面図、平面図）及び設計図

注 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

別紙1

検査場所を管轄する動物検疫所の区域

検査場所を管轄する動物検疫所	区 域
動物検疫所	北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、新潟県、静岡県
成田支所	茨城県、千葉県
羽田空港支所	東京都
中部空港支所	長野県、岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
神戸支所	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県
関西空港支所	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
門司支所	山口県、福岡県、大分県、佐賀県、熊本県、長崎県、宮崎県、鹿児島県
沖縄支所	沖縄県